

第6編 災害復旧計画

第1節 施設災害復旧事業計画

全 部

公共的施設等の災害復旧事業計画は、施設の緊急復旧とともに、再発災害の防止のための施策が考えられるが、復旧事業の実施に当たっては、原形復旧にとどまらず、改良復旧あるいは関連事業の採用を積極的に働きかけ、資金の性格にとらわれず、より効果的経済的な配慮を盛り込むとともに、高野町を取り巻く自然的・社会的条件を十分加味した綿密な計画を組まなければならない。

特に、公共土木施設災害復旧事業の推進については、災害の程度及び緊急の度合等に応じて、調査、測量及び設計を早急に実施し、関係者と十分協議検討を加え、復旧計画に当たっては被害原因を基礎にして再度災害が発生しないよう、あらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみにとらわれず、関連事業を十分考慮に入れて災害関連緊急事業の促進を図る。

また、大災害が発生した場合の復旧等については、労働力の不足、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておかなければならない。

1 事業計画の種別

計画方針を基盤として次に掲げる事業計画について、被害の都度検討作成するものとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧
 - ア 河川公共土木施設復旧
 - イ 砂防設備復旧事業計画
 - ウ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
 - エ 地すべり防止施設復旧事業計画
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
 - カ 道路公共土木施設復旧事業計画
 - キ 下水道施設復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 水道施設災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 文化財災害復旧事業計画
- (11) その他の災害復旧事業計画

2 災害復旧対策

(1) 財政的措置

災害に対する国の財政措置は次のとおりである。

- ア 国庫補助及び国の財政措置

- ① 公共土木施設災害復旧 … 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの
 - ② 農林水産施設災害復旧 … 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律によるもの
 - ③ 公立学校施設災害復旧 … 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの
 - ④ 公 営 住 宅 の 建 設 … 公営住宅法によるもの
 - ⑤ 都 市 施 設 災 害 復 旧 … 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針によるもの
- イ 地方債に基づく措置によるもの
- ウ 地方交付税に基づく措置によるもの
- エ 激甚災害時の特別財政措置によるもの
- 激甚災害指定の手続きについては、次により行う。

① 激甚災害の調査

〔ア〕 県

県は、市町村の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

〔イ〕 町

町は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

② 激甚災害指定の手続き

災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。

③ 特別財政援助の交付（申請）手続き

激甚災害の指定を受けたときは、市町村は速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。

県は、これを受け事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法律に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

(2) 人的支援

県は、市町村が円滑に復旧対策を実施できるよう、人的支援を行うための技術職員の派遣体制の整備に努めるものとする。

また、必要に応じ、国や他の自治体に対し職員の派遣その他の協力を求める。

第2節 生活安定のための緊急措置計画

全 部

1 被災者の生活確保

災害により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう、職業のあっせん、税の減免、資金の融資、災害弔慰金の支給等により、被災者の生活確保を図る。

(1) 職業のあっせん

災害により離職を余儀なくされた被災者の職業のあっせんについては、県が公共職業安定所を通じ、早期再就職の促進を図る。町は、離職者の状況を把握し、県に報告する。

(2) 税の減免等

町は、被災者に対し、地方税法及び町条例により、納税の期限延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置をそれぞれの実態に応じて実施する。

(3) 災害弔慰金等の支給・生活福祉資金の貸付等

町は、自然災害により被災した住民に対し、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金、生活福祉金の貸付けを行う。

(4) 住宅金融公庫法に基づく災害復興住宅資金の貸付

住宅金融公庫に被災者に対する貸付金の融資を申請するとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入れ申し込みの希望者に対しての指導を行う。

(5) り災証明書の発行（資料編 15-2 「り災証明書交付マニュアル」）

町は、り災した世帯の再建復興のため、手続書類としてり災証明書を発行する。り災証明書の発行に必要な手続は、次のとおりとする。

ア 発行の担当部署

町 長	建物の全壊、半壊、一部損壊、流失、床下浸水、床上浸水、その他
消 防 署 長	火災による全焼、半焼、水損

* 災害対策本部が立ち上がった場合は、本部で一元化する。

イ 証明の範囲

り災証明書の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

住 家	人
全壊、全焼、流失	死 亡
半壊、半焼	行 方 不 明
床上浸水、床下浸水、その他	負 傷

ウ 証明手数料

り災証明書については、証明手数料を徴収しない。

(6) 郵政関係の特別取扱

郵政事業株式会社及び郵便局株式会社においては、災害が発生した場合、被害状況並びに被災地の実情に応じて、郵政事業にかかわる災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

ア 郵便関係

(ア) 小包郵便料金の免除

被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社等にあてた救助用物品を内容とする小包郵便料金及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便の料金免除を実施する。

(イ) 郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

(ウ) 通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。

イ 為替貯金・簡易保険

災害時において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情により、被災地の郵便局において、郵便貯金等、簡易保険金、貸付金等の一定金額以内の非常即時払い並びに保険料、年金掛金の特別払込猶予等の措置をとる。

2 農林業者及び中小企業への融資

災害により被害を受けた農林業者及び中小企業に対し、町は、県と連携し、災害復旧に必要な資金の融資に関し、必要な指導及び周知を図る。

(1) 農林業関係の資金融通

ア 天災融資資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）

(ア) 農林漁業者経営資金

(イ) 農林漁業組合事業資金

イ 株式会社日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）

(ア) 農業基盤整備資金

(イ) 林業基盤整備資金

(ウ) 農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設）

(エ) 農業漁業セーフティネット資金

ウ 生活営農資金

エ 林業・木材産業改善資金（林業・木材産業改善資金助成法）

被害森林整備資金

(2) 商工業関係の資金融通

ア 和歌山県融資制度枠の拡大、新制度創設

イ 災害復旧高度化融資

ウ 中小企業近代化資金等助成法の設備近代化資金の償還期限延長

エ 小規模企業者等設備導入資金助成法の設備資金の償還期限延長

3 災害相談の実施

町は、大規模災害の発生等により、住民からの問合せが多数となった場合は、町役場各庁舎内に災害相談窓口を開設する。

相談窓口においては、行方不明者の受付、り災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、応急修理の申請、医療相談、生活相談等、町の実施する災害対策業務の受付案内を職員が行うほか、金融、保

険等の相談を実施する。

第3節 資金計画

企画公室

災害復旧事業に係る資金の調達を迅速に把握し、資金の融通調達を行うため必要な措置を講ずるものとする。

1 国による財政援助等

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく財政援助等により、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を満たす場合には、災害状況等を報告し、県の実施する調査に協力し、激甚災害指定の促進に努める。

2 災害復旧事業に係る財政措置

災害復旧事業を行う場合においては、国の負担金（補助金）の他、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し、資金の調達に努める。

(1) 地方債

歳入欠かん債、災害対策債、災害復旧事業債

(2) 地方交付税

普通交付税の繰り上げ交付、特別交付税

(3) 一時借入金

災害復旧事業貸付資金、災害応急融資

第4節 復興計画

全 部

復興は、被災者の明日への希望を与える重要な計画である。

被災後の町の復興については、生活、事業活動の安定、公共施設の復興、災害に強いまちづくりをめざし、住民相互が連帯感をもって取り組めるようにする必要がある。

1 目標年度の決定

計画の復興目標年度は、災害の規模にもよるが、早期に決定する。

2 計画策定の趣旨

町総合計画や防災ビジョン等を踏まえつつ、防災の観点を明確にして復興の基本方向を明確にする。

3 目標別復興計画

復興に際して、おおむね次のような項目について検討し、策定していく。

- (1) 良質な住宅の供給
- (2) 高齢者・障害者向け住宅の建設促進
- (3) 保健、医療、福祉施設の再建と防災拠点化
- (4) ボランティア、防災教育の推進
- (5) 防災通信システム、情報ネットワークの整備
- (6) 防災機能、代替機能を有した交通機能と道路網の整備
- (7) 自主防災組織の育成、家庭内での備蓄や防災対策の促進
- (8) ライフラインの強化
- (9) 植樹帯の形成と生活道路の改善
- (10) 既設施設の耐震診断及び補強、改築
- (11) その他